

平成27年度 日本おもちゃ図書館財団 おもちゃ等の購入助成金申込要綱

1. 財団の目的及び事業

当財団は、障害児がおもちゃによる遊びを通して広がりある交流を可能とし、社会の一員としてひらかれていくことに資することを目的に、当財団創設者である山科直治氏の寄附金を当初の財源として創立し、昭和59年9月10日（1984年）に厚生大臣（当時）の認可を受け設立されました。更に、平成25年11月、一般財団法人に衣替えして再スタートを致しました。主たる事業として、ボランティアが活動する全国のおもちゃ図書館に各種の助成を行っています。

2. 事業の主体

一般財団法人 日本おもちゃ図書館財団

3. 事業の後援

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

4. 助成の対象となる「おもちゃ図書館」

- ①障害児を中心に利用され広く地域に開放されており、その運営主体はボランティアが中核となっている「おもちゃ図書館」であること。
- ②原則として既設の「おもちゃ図書館」であること。
ただし、当該年度内に開設を準備している「おもちゃ図書館」にあつては、地域の社会福祉協議会の推薦があれば対象となることができる。
- ③利用者に無料で利用されていることが原則となっている「おもちゃ図書館」であること。

5. 助成金の申請内容

【A申請】と【B申請】の2つのケースがあります。どちらか1つを選んで下さい。

本年度は、A・B両申請を併せて80館程度の「おもちゃ図書館」に助成する予定です。

【A申請の場合】〔購入したいおもちゃ等を事前にリストアップする方式〕

(ア) おもちゃの購入に要する費用

※ 本来は、「おもちゃ図書館」での貸し出し用のおもちゃの購入が原則ですが、活動内容に応じ大型遊具も、数を限って助成対象と致します。

(イ) 手作りおもちゃのための材料に要する費用

(ウ) おもちゃ図書館の整備のためのジュウタン、おもちゃ格納箱、おもちゃ格納戸棚及び、おもちゃ陳列棚等、備品の購入に要する費用

※ 備品の購入のみの費用としては基本的に対象外です。(ア)又は(イ)と併用しての申請に限ります。

※ 申請した物品以外は購入できません。

A申請は、前年度にAの助成を受けている場合、本年度のA及びB申請は助成の対象外です。

【B申請の場合】【おもちゃ購入後に報告する方式】…下記の（ア）又は（イ）から1つを選択

（ア）おもちゃの購入に要する費用及び、手作りおもちゃのための材料購入のみに要する費用に対し、一律5万円を助成する。

但し、本助成の決定後に購入したものに限り。

※ 格納棚等、備品の購入は対象外とする。

（イ）「共遊玩具お楽しみセット」（おもちゃ約10点、5万円相当、送料込）を助成する。

B申請は、毎年申請が可能です。但し、前年度にA申請の助成を受けた場合は対象外です。

6. 助成金の限度額

【A申請の場合】助成金は「おもちゃ図書館」1館につき30万円を限度とする。

※ 選考・審査の結果、申請金額の一部を減額させていただく場合もあります。

【B申請の場合】助成金は（ア）：一律5万円、（イ）：おもちゃセット（5万円相当品）。

7. 申込の方法と締切り

（1）指定の申込書〔別紙様式1～3〕に必要事項を記入の上、**平成27年5月25日（必着）**までに郵送にて提出して下さい。（FAX不可）

（2）申込書の提出に際して

A申請は市区町村の社会福祉協議会から推薦（申請用紙の下段）をいただいで下さい。

B申請は市区町村の社会福祉協議会の担当者印だけでも可とします。

8. 選考・審査の方法と決定通知

（1）提出いただいた申込書により、当財団の〈審査委員会〉で、その活動状況や、他からの公的助成など資金取得状況等を勘案しつつ、必要度と緊急度の高いものを基準に選考し、更に、7月下旬の〈理事会〉で審議の上、助成先図書館の決定を行います。

（2）助成先への可否決定通知は、7月下旬に該当の図書館に文書で通知いたします。

9. 完了報告

（1）今回、助成を受けたおもちゃ図書館は 事業終了後に助成事業の実施状況、助成金の使用状況などについて完了報告書（様式は別途送付）を提出していただきます。

（2）購入した玩具等のリストとその金額、領収証の写しを必ず添付して下さい。

但し、B申請の（イ）は不要です。

10. その他

選考審査をする際に、詳しい書類の提出や 訪問調査を行う場合もありますので ご了承下さい。

11. 申込先／連絡窓口

一般財団法人 日本おもちゃ図書館財団

〒108-0014 東京都港区芝 5-31-15 センチュリー三田ビル 7階

TEL 03-6435-2842 (FAX 03-6435-2843)

以上